

佐賀県規則第30号

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立都市公園条例施行規則（昭和36年佐賀県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(森林公園の庭球場等を利用に供さない日)</p> <p>第22条 条例第14条の2第5項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち、森林公園の庭球場、野球場又は洋弓場（以下「庭球場等」という。）を利用に供さない日は、次の各号に掲げる公園施設の区分に応じ、当該各号に定める日を限度とする。</p> <p>(1) 庭球場及び洋弓場 12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(森林公園の庭球場等の供用時間)</p> <p>第23条 管理の基準のうち森林公園の庭球場等の供用時間は、次の各号に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上とする。</p> <p>(1) 庭球場及び洋弓場 <u>次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間</u></p> <p>ア <u>4月1日から10月31日まで 午後9時まで（日曜日においては、日没まで）に限り、1日につき12時間30分（日曜日においては、9時間30分）</u></p> <p>イ <u>11月1日から翌年の3月31日まで 午後8時まで（日曜日においては、日没まで）に限り、1日につき11時間30分（日曜日においては、8時間30分）</u></p>	<p>(森林公園の庭球場等を利用に供さない日)</p> <p>第22条 条例第14条の2第5項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち、森林公園の庭球場、野球場、<u>洋弓場又は屋内運動施設</u>（以下「庭球場等」という。）を利用に供さない日は、次の各号に掲げる公園施設の区分に応じ、当該各号に定める日を限度とする。</p> <p>(1) 庭球場、<u>洋弓場及び屋内運動施設</u> 12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(森林公園の庭球場等の供用時間)</p> <p>第23条 管理の基準のうち森林公園の庭球場等の供用時間は、次の各号に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上とする。</p> <p>(1) 庭球場、<u>洋弓場及び屋内運動施設 午後9時まで（日曜日においては、日没まで）に限り、1日につき12時間30分（日曜日においては、9時間30分）</u></p>

改正前				改正後																			
<p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(広告物掲出の基準等)</p> <p>第25条 管理の基準のうち森林公園の野球場（以下単に「野球場」という。）に掲出させる広告物の色彩及び意匠は、森林公園が公共施設であることに十分留意し、<u>野球場</u>と調和するものとしなければならない。</p> <p>2 管理の基準のうち広告物を掲出させる場所は、<u>野球場</u>のスコアボード、ファールポールの周囲その他の<u>競技</u>の支障となる場所であってはならない。</p> <p>3 管理の基準のうち広告物の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) <u>競技及び観覧</u>に支障を来すものでないこと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>第26条 管理の基準のうち<u>野球場</u>のグラウンドフェンスに掲出する広告物及びグラウンドフェンス以外の場所に掲出する広告物（以下「その他の広告物」という。）を掲出できる場所、種類及び規格又は寸法は、別表のとおりとしなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第27条 管理の基準のうち指定管理者がその他の広告物の掲出に係る条例第4条第1項の許可をすることができる者は、条例第5条の2の許可を受けて<u>野球場</u>を利用する者とする。</p> <p>別表（第26条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>広告物を掲出できる場所</th> <th>広告物の種類</th> <th>規格又は寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				分類	広告物を掲出できる場所	広告物の種類	規格又は寸法					<p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(広告物掲出の基準等)</p> <p>第25条 管理の基準のうち森林公園の野球場及び屋内運動施設（以下「<u>野球場等</u>」という。）に掲出させる広告物の色彩及び意匠は、森林公園が公共施設であることに十分留意し、<u>野球場等</u>と調和するものとしなければならない。</p> <p>2 管理の基準のうち広告物を掲出させる場所は、<u>野球場等</u>のスコアボード、ファールポールの周囲、<u>防球ネット</u>その他の<u>活動</u>の支障となる場所であってはならない。</p> <p>3 管理の基準のうち広告物の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) <u>競技、観覧その他の活動</u>に支障を来すものでないこと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>第26条 管理の基準のうち<u>野球場等</u>のグラウンドフェンスに掲出する広告物及びグラウンドフェンス以外の場所に掲出する広告物（以下「その他の広告物」という。）を掲出できる場所、種類及び規格又は寸法は、別表のとおりとしなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第27条 管理の基準のうち指定管理者がその他の広告物の掲出に係る条例第4条第1項の許可をすることができる者は、条例第5条の2の許可を受けて<u>野球場等</u>を利用する者とする。</p> <p>別表（第26条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>広告物を掲出できる場所</th> <th>広告物の種類</th> <th>規格又は寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				分類	広告物を掲出できる場所	広告物の種類	規格又は寸法				
分類	広告物を掲出できる場所	広告物の種類	規格又は寸法																				
分類	広告物を掲出できる場所	広告物の種類	規格又は寸法																				

改正前			改正後					
グラウンドフェンスに掲出する広告物	内野側グラウンドフェンス 外野側グラウンドフェンス	略	グラウンドフェンスに掲出する広告物	内野側グラウンドフェンス 外野側グラウンドフェンス	略			
						<u>屋内運動施設のグラウンドフェンス</u>	1 壁面広告	<u>一の広告物の表示面積が30平方メートル以下のもの</u>
						2 横断幕及び懸垂幕	<u>幅が1メートル以下のもので、長さが10メートル以下のもの</u>	
						3 旗及びのぼり	<u>縦が2メートル以下のもので、横が1メートル以下のもの</u>	
その他の広告物	野球場の外周フェンスの内側の場所で、かつ、グラウンドフェンスの外側の場所	略	その他の広告物	野球場の外周フェンスの内側の場所で、かつ、グラウンドフェンスの外側の場所	略			
						<u>屋内運動施設のフェンス</u>	1 壁面広告	<u>一の広告物の表示面積が30平方メートル以下のもの</u>
							2 横断幕及び懸垂幕	<u>幅が1メートル以下のもので、長さが10メートル以下のもの</u>
							3 旗及び	<u>縦が2メートル以下の</u>

改正前			改正後			
					<u>のぼり</u>	<u>もので、横が1メートル以下のもの</u>
備考 略			備考 略			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。